議案第５号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和８年11月25日提出

富津市長　　高　橋　恭　市

提案理由

一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第１条　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「100分の232.5」を「100分の237.5」に改める。

第２条　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「100分の237.5」を「100分の235」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和８年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　新条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。